

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・都市計画事業の事業計画の変更認可	水環境対策課
・道路の区域変更	道路維持課
・道路の供用開始	〃
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就退任(2件)	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可(2件)	〃
・土地改良事業計画変更の認可	〃
◎ 教育委員会告示	
・博物館の登録	学芸文化課
◎ 公安委員会告示	
・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運転免許管理課
◎ 正 誤	
○令和4年3月31日付け長崎県公報号外中	警 務 課

告 示

長崎県告示第316号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
長崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和26年建設省告示第344号
長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)下水道事業 長崎市公共下水道
- 3 施行期間
自 昭和27年4月1日 至 令和6年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 該当なし

長崎県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 愛野島原線
 道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市上の原三丁目6055番1地先から 島原市上の原三丁目6200番3地先まで	前	18.9~26.3	16.6	
	後	18.9~30.8	16.6	

長崎県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 愛野島原線	島原市上の原一丁目6046番1地先から 島原市上の原三丁目6199番2地先まで	令和4年4月22日

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、愛津原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
前 岸 良 彦	雲仙市愛野町乙3309番地2	松 尾 喜 幸	雲仙市愛野町乙3261番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八斗木土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
前 田 利 夫	雲仙市国見町土黒庚2219番地	田 中 和 秋	雲仙市国見町土黒庚1390番地乙
田 中 和 秋	雲仙市国見町土黒庚1390番地 1	堀 田 章 生	雲仙市国見町土黒庚781番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月18日総会議決）を認可した。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 八斗木土地改良区
認可年月日 令和4年4月11日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年10月30日臨時総会議決）を認可した。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 平戸土地改良区（大野地区土地改良区）
認可年月日 令和4年4月11日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年4月22日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 平戸土地改良区（大野地区土地改良区）
認可年月日 令和4年4月11日

教育委員会告示**長崎県教育委員会告示第2号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、令和4年3月25日付をもって次のとおり登録した。

令和4年4月22日

長崎県教育委員会委員長 中崎 謙司

施 設 名	所 在 地	設 置 者
長崎市恐竜博物館	長崎市野母町568番地 1	長崎市

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第20号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のように公示する。

令和4年4月22日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引^{けん}、大型二種、中型二種、普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引^{けん}、大型二種、中型二種、普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査
法第99条の2第4項第2号に規定する者
- (2) 教習指導員審査
法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和4年5月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- ㊦ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引^{けん}）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引^{けん}）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- ㊧ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- ㊨ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- ㊩ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- ㊪ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- ㊫ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- ㊬ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- ㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許 23,400円
- ㊧ 普通免許 19,500円
- ㊨ 第二種免許 21,500円

- (ニ) その他の免許 14,700円
- イ 教習指導員
 - (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円
 - (イ) 普通免許 11,850円
 - (ウ) 第二種免許 12,450円
 - (ニ) その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示日から令和4年5月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

- (1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。
- (2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
- (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

種類	区分 免種	審査細目
技能 検定員	第一種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第二種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教習 指導員	第一種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識

第 二 種	1 教習に関する技能
	(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能
	2 教習に関する知識
	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

正 誤

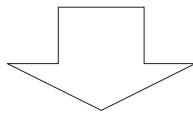
令和4年3月31日付け長崎県公報号外中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
21	20	以下、表外記載(※)	以下、表外記載(※)

※21ページ20行の正誤について

【誤】

改正後						改正前					
別表第9 道路交通法関係手数料表(第2条関係)						別表第9 道路交通法関係手数料表(第2条関係)					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1~11 略						1~11 略					



【正】

改正後						改正前					
別表第9 道路交通法関係手数料表(第2条関係)						別表第9 道路交通法関係手数料表(第2条関係)					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1~8 略						1~8 略					
9	法第91条又は法第91条の2第2項の規定に基づく自動車等の種類の限定解除の審査	略				9	法第91条の規定に基づく自動車等の種類の限定解除の審査	略			
10及び11 略						10及び11 略					